

*** 都道府県魅力度ワースト1を脱却！**

47都道府県中
47位

*** 未来の子ども達を守るう！**

- ・ 11月は「子ども虐待防止（オレンジリボン）」推進月間！
- ・ 法に強い子ども達を育てよう！
- ・ 子どもの権利擁護

引き続きの
ご協力を
お願いしまあ

離婚や別居が原因で子どもと離れて暮らす親が、同居している親を相手に子との面会を家裁に申し立てる「面会交流」の調停で合意が成立したに



もかかわらず、全く面会ができていないケースが4割超に上がることがアンケートで分かった。調査結果によると、調停で合意できた人の44%が「全く面会ができていない」と回答。「合意通りの面会ができていない」は24%、「合意通りではないが、ほぼ面会ができていない」が32%だった。調停が終われば家裁は見守ることができない。当事者間で面会実現が困難な場合は、自治体や専門家のいる団体が支援・調整できる仕組みが必要である。

表現の自由とは、日本国憲法21条で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定されている。国際人権規約（B規約）でも規定されている。アメリカ合衆国憲法においても修正1条で保障されている。これらの表現の自由とは、人の内心における精神作用を、方法のいかに問わず、外部に公表する精神活動の自由と解することができる。



谷口 治の論文「報道の自由と知る権利」

らせる自由を言う。取材の自由とは、生の事実に接近し、そこから表現する内容を新たに創り出す行為の自由をいう。

そもそも報道の自由は事実を知らせるためになされるものであり、特定の思想を表現するためになされるものではない。したがって報道・取材の自由は、思想を対象とする表現の自由とは異なる種類の自由である。しかしそれらを区別することは困難であり、共に憲法21条で保障されていると解される。

これらの目的は、民主主義の原理は、国民が国政をよく知り、自らの意見を表明するということにある。すなわち報道・取材の自由と国民の知る権利が統合され、国民の意思が公正かつ民主的に国会に反映される訳である。

したがって報道活動は国民に必要な情報を提供し、国民の知る権利に奉仕するものである。当然に報道・取材の自由は憲法上保障されなければならないのである。最高裁も一般論として認めている。（最決昭和44.11.26）

しかし最近では、取材結果が裁判や捜査の証拠として提出を求められているケースが起こってきている。取材結果は報道目的以外に利用されると報道の自由が損なわれる危険が増大する。そこで報道・取材の自由は無制限ではないから両者をいかに調整すべきかが問題となる。学説は後述の判例が示すような利益の比較衡量による決定を支持している。

19世紀の市民社会においては情報収集権、すなわち知る権利は問題とされていなかった。ところが20世紀

これらの情報の伝達行為は情報を提供する行為と、それを受け取る行為があってはじめて有為的に成立する。すなわち①情報提供権、②情報受領権、③情報収集権が存在するのである。合衆国憲法でも、第2次大戦後情報を収集する権利、すなわち国民の知る権利を強調する考え方が有力となり、修正1条は情報の提供と収集を保障しているものと考えられている。この点は日本国憲法21条についても同様である。

そして、表現の自由は、人権の中でも「優位的地位」を占めるとされるが、これは他の人権より価値が高いというのではなく、表現の自由はとりわけ不当な制限を受けやすすいために、制限の合憲性は他の人権よりも厳格に判断されなければならないという意味である。

ところで、報道の自由、すなわち情報提供権とは、新聞・ラジオ・テレビ等の報道手段を通じて事実を一般に伝え知